

# 時間外選定療養費の徴収について

当院は、区東部における二次救急医療機関として、入院を必要とする緊急性の高い患者さんを対象に 24 時間体制で診療を行っております。

しかし、夜間・休日に多くの患者さんが来院しており、本来の重症患者さんの診療に支障をきたしております。このような状態を改善するために、入院を必要とする重症患者さんや緊急の処置対応が必要な患者さん以外の方々には『厚労省告示第 107 号』に従い診察料とは別に、「時間外選定療養費」を徴収させていただきます。

## 記

1. 徴収開始日 平成 29 年 7 月 1 日 (木)

2. 徴収金額 5,400 円 (税込)

※初診時、他医療機関からの紹介状をお持ちでない方は、上記の他に初診時選定療養費として 3,240 円 (税込) 徴収させていただきます。

3. 対象となる時間帯

平日 0:00~8:00 および 17:00 以降

第 2・4 土曜日 (祝日を除く) 0:00~8:00 および 12:00 以降

第 1・3・5 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 終日

※以下に該当する場合は徴収対象外とします。

- ・受診後そのまま入院となった場合
- ・他院から、救急外来受診のため紹介状を持参された場合
- ・当院で当日受診があり、症状の増悪によって時間外に再受診する場合
- ・予約のある場合 (外来処置等の為、医師が受診日を指定した場合)